

平成27年～
相続税が改正！

相続税対策無料説明会

主催：近畿税理士会富田林支部 共催：富田林市・富田林税務署

平成27年1月1日施行の改正相続税法により、現行の規定より相続税の基礎控除が大幅に引き下げられ、今まで相続税がかからなかった方でも、今後は相続税の申告が必要となってくる場合があります。

そこで、そもそも相続税とはどういう税金なのか？ どれくらい財産があれば課税されるのか？ 相続が起こった後の手続きは？ など、普段聞けないさまざまな疑問を税理士が具体的に分かりやすく解説します。

【開催日時・場所】

第1回	第2回
12月19日（金）13時～14時30分	1月19日（月）13時～14時30分
富田林市役所401会議室	富田林市役所401会議室

※ 各回とも基本的な内容は同じです。

※ お車でお越しの際は、市役所南側駐車場をご利用下さい。

【参加費】 無 料

【講 師】 税理士
(近畿税理士会富田林支部所属)

【参加方法】 当日先着順にて定員50名まで。

【連絡先】 近畿税理士会富田林支部事務局 (Tel: 0721-25-6250)



さらに聞きたい方のために…

説明会終了後、希望者には個別相談会を実施します！